



平成 23 年 7 月 25 日

各 位

会社名 アイシン精機株式会社
代表者 取締役社長 藤森 文雄
(コード番号 7259 東証・名証第 1 部)
お問い合わせ先 経理部長 朝倉 克己
(TEL 0566-24-8265)

ストックオプションとしての新株予約権の割当に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 25 日開催の当社取締役会において、当社第 88 回定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当予定日である平成 23 年 8 月 8 日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社および当社子会社（アイシン精機株式会社、アイシン高丘株式会社、アイシン化工株式会社、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社、アイシン軽金属株式会社、アイシン開発株式会社、アイシン機工株式会社、アイシン・エーアイ株式会社、アイシン辰栄株式会社、アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社、豊生ブレーキ工業株式会社、株式会社アドヴィックス）の業績向上および連結企業価値向上への意欲や士気を一層高めるため。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,163,000 株

ただし、下記 3. により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

11,630 個（新株予約権 1 個につき目的となる株式の数 100 株）

なお、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、付与株式数は新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

4. 新株予約権の割当を受ける者および割当数

割当を受ける者（人数）	一人当たりの割当数	割当数の合計
当社取締役(18名)	220～330個	4,320個
当社常務役員(22名)	130個	2,860個
当社子会社の取締役(104名)	10～150個	4,450個
合計(144名)	—	11,630個

なお、各割当てを受ける者に対する割当数（以下「予定割当数」という。）の割当ては、当該者が会社法第242条第2項の規定に従い、予定割当数以上の数の新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件とし、また、当該者の申込みの数が予定割当数に満たない場合には、当該者に対する割当数は当該申込みの数とする。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日が属する月の前月の各日（普通取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とするものとする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものと

する。

7. 新株予約権の割当日

平成 23 年 8 月 8 日

8. 新株予約権の権利行使期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までとする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができるものとする。
- ② その他の新株予約権の権利行使条件については、当社における定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、「新株予約権割当契約」を当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結するものとする。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日
- (2) 定時株主総会の決議日

平成 23 年 5 月 27 日

平成 23 年 6 月 21 日

以 上